

【障害福祉サービス等事業所】 指定申請書類等の受付窓口について

下記の手続については、（公財）東京都福祉保健財団の窓口において受け付けます。

受付窓口

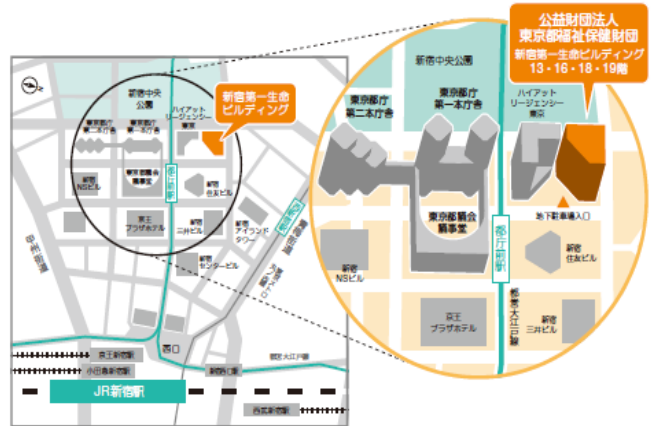
公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 障害福祉事業者指定室

〒163-0718
東京都新宿区西新宿2丁目7番1号
新宿第一生命ビルディング18階

<交通>

各線「新宿駅」西口から徒歩10分
都営大江戸線「都庁前駅」徒歩2分
東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」徒歩5分

※お問合せ先・書類郵送先は
次頁をご覧ください。



受付 手続き

◆新規指定申請書の提出（事業計画等の事前相談を含む）

◆各種変更に係る変更届出書の提出

- ・事業所移転（事前相談を含む）
- ・ユニット増設（事前相談を含む）
- ・管理者等の変更
- ・報酬体制に関する変更 など

◆指定更新申請書の提出

◆事業所の廃止、休止、再開届出書の提出

◆（特定相談支援・障害児相談支援に係る）事業開始届の提出

※八王子市内の事業所は、引き続き八王子市が受付窓口となります。

※児童系サービスについて、児童相談所設置区内の事業所は、引き続き当該区が受付窓口となります。

※指定・更新通知書の発送は、引き続き東京都が行います。
また、処遇改善加算等に関する手続き、整備費に関する手続きは、引き続き東京都が受付窓口となります。

詳細は以下からご確認ください。

東京都障害者サービス情報 【事業者の皆様へ】各サービスの窓口一覧

<https://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=093-001>

公益財団法人東京都福祉保健財団
事業者支援部 障害福祉事業者指定室

＜電話受付時間＞
9時00分から17時00分まで（土日祝日を除く）

問合せ先

障害福祉サービス等	電話番号
訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）、自立生活援助、一般相談支援（地域移行支援、地域定着支援）、事業開始届（特定相談支援）に関すること	03-6302-0257
共同生活援助、短期入所	03-6302-0286
就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援	03-6302-0308
生活介護、自立訓練（機能・生活）、施設入所支援	03-6302-0313
児童系サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）、事業開始届（障害児相談支援）に関すること	03-6302-0315

※東京都への問い合わせ先は、表面下段のURLからご確認ください。

書類の
郵送先

【郵送先】
〒163-0718
東京都新宿区西新宿2丁目7番1号
新宿第一生命ビルディング18階

公益財団法人東京都福祉保健財団
事業者支援部
障害福祉事業者指定室
（サービス種別名） 宛

申請書等の書類提出時は、
宛先に「サービス種別名」
を明記してください。

